

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年7月31日
【発行者の名称】	大友ロジスティクスサービス株式会社 (Otomo Logistics Service Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松村 豊人
【本店の所在の場所】	東京都江東区牡丹1丁目14番1号
【電話番号】	(03) 5245-3001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 松島 義之
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	大友ロジスティクスサービス株式会社 https://www.otomo-logi.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期（中間）	第63期（中間）	第64期（中間）	第62期	第63期
会計期間	自2023年11月1日 至2024年4月30日	自2024年11月1日 至2025年4月30日	自2025年11月1日 至2026年4月30日	自2023年11月1日 至2024年10月31日	自2024年11月1日 至2025年10月31日
営業収益（千円）	12,661,867	13,626,839	14,969,382	26,097,213	28,141,591
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△161,523	11,447	1,106,203	△186,799	772,395
中間（当期）純利益（千円）	62,859	10,162	734,924	67,510	569,375
純資産額（千円）	8,350,601	8,305,414	9,517,511	8,355,251	8,871,268
総資産額（千円）	46,500,413	46,651,186	47,659,135	46,268,854	47,366,317
1株当たり純資産額（円）	417.53	415.27	475.88	417.76	443.56
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	3 (—)	5 (—)
1株当たり中間（当期）純利益（円）	3.14	0.50	36.75	3.37	28.46
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	18.0	17.8	20.0	18.1	18.7
自己資本利益率（％）	0.7	0.1	8.0	0.8	6.6
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	88.9	17.6
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,885,527	3,109,945	1,606,362	3,816,572	6,770,208
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△7,559,619	△2,313,063	△2,057,941	△9,144,204	△4,699,556
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	5,721,256	△721,516	519,546	5,274,205	△2,014,729
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	1,217,670	1,192,445	1,240,969	1,117,079	1,173,002
従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）	1,787 (232)	1,844 (227)	1,855 (221)	1,835 (223)	1,865 (213)

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、第62期（中間）、第63期（中間）及び第64期（中間）は、配当がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益について、第62期（中間）、第62期、第63期（中間）、第63期及び第64期（中間）は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、第62期（中間）、第62期、第63期（中間）、第63期及び第64期（中間）は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート従業員）は、（）外数で記載しております。
6. 第62期（中間）、第62期、及び第63期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人の中間監査及び監査を、第63期（中間）及び第64期（中間）の財務諸表については、東陽監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はございません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
運送事業	1,325 （47）
商品管理事業	477 （172）
報告セグメント計	1,802 （219）
全社（共通）	53 （2）
合計	1,855 （221）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート従業員）は、（）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、賃上げの継続および雇用環境の改善により個人消費に関して持ち直しの兆しが見られました。一方、米国の関税政策見直しによるサプライチェーンへの影響、米中対立や中東情勢緊迫化などの地政学的リスクが高まったことにより、エネルギー・原材料価格の高止まりや円安による輸入価格の上昇により物価上昇がありました。しかし、企業の設備投資が増加したほか、雇用・所得環境の改善もあり、景気は緩やかに回復しました。

このような経営環境のもと、当社の主要な取引先である建設機械メーカー関連及び自動車メーカー関連の生産が伸び悩む中、営業収益を拡大するために、当社ビジネスモデルの専門領域外（雑貨、食品等）への営業活動を積極的に取り組みました。

当社ではTOKYO PRO Market上場時(2023年1月)から2025年度末までに、つくば営業所、神戸営業所神戸西倉庫、ひたちなか営業所佐和倉庫の増床および、相模原営業所の賃貸倉庫の増床を含め、全国22件の営業所および倉庫の開設、増設による設備投資を実施し、ビジネスモデルの強化を図りました。

これにより当中間会計期間においては、運送部門では拡大した大友ロジスティクスサービスのネットワークを活かした物流リードタイムの最適化、物流コストの低減等を提案し、大型案件の獲得に取り組みました。

一方で、商品管理部門では増床した倉庫での寄託作業の提案を行い、収益拡大に取り組みました。

これらの結果、営業収益は、14,969,382千円（前年同期比9.9%増）、営業利益は1,247,850千円（前年同期比678.1%増）、経常利益は1,106,203千円（前年同期は経常利益11,447千円）、中間純利益は734,924千円（前年同期は中間純利益10,162千円）となりました。

セグメントの業績を示すと以下の通りとなります。

(運送部門)

建設機械メーカーならびに自動車メーカーの生産が伸び悩んでいる状況においても自動車関連部品企業の新規取引先ならびに新規案件の獲得に努め、営業収益は11,349,624千円（前年同期比8.5%増）となりました。セグメント利益は、2024年問題に対応するための賃金の引上げや退職金規程の見直しに伴う人件費の増加等ありましたが営業収益の増加に伴い、1,430,447千円（前年同期比113.9%増）となりました。

(商品管理部門)

自動車関連部品企業の新規案件の獲得により、営業収益は3,619,757千円（前年同期比14.5%増）となりました。セグメント利益は先行投資に伴う賃借料の増加ならびに減価償却費の増加がありましたが営業収益の増加に伴い、440,943千円（前年同期比118.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,240,969千円（前事業年度末比67,967千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前中間純利益1,123,566千円、減価償却費1,436,983千円の計上及び未払又は未収消費税等の増減額△885,391千円により、1,606,362千円の収入となりました（前年同期は3,109,945千円の収入）。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に滋賀営業所彦根倉庫の建設、豊橋営業所浜松倉庫の増設用土地の取得及び建設、車両の購入等に伴う有形固定資産の取得による支出2,147,926千円の計上により、2,057,941千円の支出となりました（前年同期は2,313,063千円の支出）。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出1,559,124千円があったものの、長期借入れによる収入による増加2,070,700千円により、519,546千円の収入となりました（前年同期は721,516千円の支出）。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)	前年同期比 (%)
運送事業 (千円)	11,349,624	108.5
商品管理事業 (千円)	3,619,757	114.5
合計 (千円)	14,969,382	109.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績が総販売実績の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2026年1月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年1月25日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再

建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画ならびに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)または(b)の場合の区分に従い、当該(a)または(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続または更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨およびその理由または同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）またはこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の(a)または(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社または存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併またはこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧有価証券報告書または四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書または四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等
- 次のaまたはbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反または上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を関東証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限
- 甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
- 甲が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い
- 甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮株主の権利の不当な制限
- 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く)。
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、または、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正または義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正または義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間末時点現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は5,069,359千円で、前事業年度末に比べ69,248千円減少しております。電子記録債権の減少228,456千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は42,589,776千円で、前事業年度末に比べ362,065千円増加しております。有形固定資産の増加414,835千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は12,234,143千円で、前事業年度末に比べ246,599千円減少しております。短期借入金の増加960,000千円及び1年内返済予定の長期借入金の増加106,935千円があったものの、未払消費税等が1,324,681千円減少していることが主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は25,907,479千円で、前事業年度末に比べ106,825千円減少しております。長期借入金の増加404,640千円があったものの、リース債務が567,598千円減少していることが主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は9,517,511千円で、前事業年度末に比べ646,242千円増加しております。利益剰余金の増加634,924千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において新設された以下の設備を除いて、主要な設備に重要な異動はありません。

2026年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					賃借設 備の年 間賃借 料 (千円)	自社所有 土地面積 (㎡)	従業 員数 (名)
			建物及び 構築物	車両 運搬具	土地	その他	合計			
滋賀営業所彦根 倉庫(滋賀県彦根市)	運送事業 商品管理事業	物流設備	2,981,670	51,194	-	22,321	3,055,186	-	13,678	6
豊橋営業所浜松 倉庫(静岡県浜松市浜名区)	運送事業 商品管理事業	物流設備	1,578,111	11,375	-	21,144	1,610,631	-	15,086	11

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

①当中間会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	完了年月
滋賀営業所彦根 倉庫(滋賀県彦根市)	運送事業 商品管理事業	物流設備	2026年4月
豊橋営業所浜松 倉庫(静岡県浜松市浜名区)	運送事業 商品管理事業	物流設備	2026年2月

②当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年7月31日)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	64,000,000	44,000,000	20,000,000	20,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	64,000,000	44,000,000	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年11月1日～ 2026年4月30日	—	20,000,000	—	100,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ビッグフレンズ株式会社	東京都渋谷区上原2丁目8番25号	10,735,800	53.67
松村 豊人	東京都渋谷区	6,864,100	34.32
受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079274) 取締役社長 安藤 裕史	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,400,000	12.00
株式会社エアープランツ	東京都品川区北品川5丁目18番18号	100	0.00
計	—	20,000,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2. ビッグフレンズ株式会社は、当社代表取締役社長である松村豊人が株式を保有する資産管理会社です。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,000,000	200,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年11月	12月	2026年1月	2月	3月	4月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2025年11月から2026年4月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報を公表した2026年1月30日以降、本発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,173,002	1,240,969
受取手形	6,183	37,424
電子記録債権	465,644	237,188
営業未収入金	3,154,901	3,155,617
貯蔵品	10,827	1,993
前払費用	312,391	279,230
未収消費税等	-	46,393
その他	18,747	72,711
貸倒引当金	△3,090	△2,170
流動資産合計	5,138,607	5,069,359
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,179,116	32,493,598
減価償却累計額	△ 6,646,615	△7,340,148
建物（純額）	※ 1 21,532,501	※ 1 25,153,449
構築物	2,387,120	2,673,752
減価償却累計額	△ 950,495	△1,056,817
構築物（純額）	1,436,624	1,616,935
車両運搬具	9,221,579	9,230,216
減価償却累計額	△ 7,396,621	△7,797,207
車両運搬具（純額）	1,824,958	1,433,008
工具、器具及び備品	1,213,222	1,286,792
減価償却累計額	△ 829,657	△892,550
工具、器具及び備品（純額）	383,565	394,242
土地	※ 1 11,914,832	※ 1 11,914,832
建設仮勘定	3,005,150	-
有形固定資産合計	40,097,632	40,512,468
無形固定資産		
ソフトウェア	3,218	5,535
無形固定資産合計	3,218	5,535
投資その他の資産		
出資金	1,620	1,620
破産更生債権等	7,497	7,497
長期前払費用	172,887	160,648
繰延税金資産	517,496	511,643
敷金保証金	1,424,567	1,370,401
その他	10,286	27,458
貸倒引当金	△7,497	△7,497
投資その他の資産合計	2,126,858	2,071,772
固定資産合計	42,227,710	42,589,776
資産合計	47,366,317	47,659,135

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	37,266	5,796
電子記録債務	191,932	140,288
営業未払金	994,511	1,031,039
短期借入金	※1, ※2 3,140,000	※1, ※2 4,100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※2 3,128,873	※1 3,235,809
リース債務	1,459,816	1,345,798
未払金	184,717	219,911
未払費用	1,143,329	1,134,670
未払法人税等	245,962	388,523
未払消費税等	1,324,681	-
預り金	43,477	43,423
賞与引当金	561,790	574,392
資産除去債務	9,894	-
その他	14,489	14,489
流動負債合計	12,480,743	12,234,143
固定負債		
長期借入金	※1, ※2 21,579,082	※1 21,983,723
長期未払金	184,891	137,029
リース債務	2,995,392	2,427,793
退職給付引当金	908,260	1,003,006
役員退職慰労引当金	68,734	71,773
資産除去債務	272,174	278,385
その他	5,768	5,768
固定負債合計	26,014,305	25,907,479
負債合計	38,495,048	38,141,623
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金		
特別償却準備金	319,415	319,415
圧縮記帳積立金	250,418	250,418
別途積立金	133,187	133,187
繰越利益剰余金	8,036,604	8,671,529
利益剰余金合計	8,764,626	9,399,551
株主資本合計	8,864,626	9,499,551
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	6,642	17,960
評価・換算差額等合計	6,642	17,960
純資産合計	8,871,268	9,517,511
負債純資産合計	47,366,317	47,659,135

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
営業収益	13,626,839	14,969,382
営業原価	12,840,673	13,186,886
営業総利益	786,166	1,782,495
販売費及び一般管理費	※ 625,794	※ 534,645
営業利益	160,371	1,247,850
営業外収益		
受取利息・配当金	64	36
受取保険料	44,080	17,307
助成金収入	36,847	49,359
その他	9,881	4,215
営業外収益合計	90,874	70,919
営業外費用		
支払利息	161,258	205,296
支払手数料	74,084	1,165
その他	4,456	6,104
営業外費用合計	239,798	212,566
経常利益	11,447	1,106,203
特別利益		
固定資産売却益	17,046	17,362
特別利益合計	17,046	17,362
特別損失		
固定資産売却損	12,302	-
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	12,302	0
税引前中間純利益	16,191	1,123,566
法人税、住民税及び事業税	6,029	388,641
法人税等合計	6,029	388,641
中間純利益	10,162	734,924

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	16,191	1,123,566
減価償却費	1,628,979	1,436,983
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9,109	△920
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,400	12,602
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	103,013	94,745
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,038	3,038
受取利息及び受取配当金	△64	△36
受取保険料	△44,080	△17,307
助成金収入	△36,847	△49,359
支払利息	161,258	205,296
支払手数料	74,084	1,165
固定資産売却益	△17,046	△17,362
固定資産売却損	12,302	-
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額 (△は増加)	18,192	196,498
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△788	8,834
仕入債務の増減額 (△は減少)	20,101	△83,113
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,373	3,104
未払金の増減額 (△は減少)	△95,613	△10,945
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)	1,470,739	△885,391
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,469	△17,532
その他	51,299	△20,259
小計	3,374,427	1,983,605
利息及び配当金の受取額	64	36
助成金収入の受取額	36,847	49,359
保険金の受取額	44,080	17,307
利息の支払額	△151,694	△196,701
借入手数料の支払額	△74,084	△1,165
法人税等の支払額	△121,399	△246,150
法人税等の還付額	1,704	69
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,109,945	1,606,362
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,360,252	△2,147,926
有形固定資産の売却による収入	28,024	33,085
無形固定資産の取得による支出	△795	△2,995
出資金の回収による収入	410	-
従業員に対する長期貸付金の回収	70	-
長期前払費用の取得による支出	△224	-
敷金及び保証金の差入による支出	△35	△5,554
敷金及び保証金の回収による収入	19,738	75,342
資産除去債務の履行による支出	-	△9,894
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,313,063	△2,057,941
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△950,000	960,000
長期借入れによる収入	3,150,750	2,070,700
長期借入金の返済による支出	△1,997,663	△1,559,124
リース債務の返済による支出	△797,169	△783,126
割賦債務の返済による支出	△67,434	△68,902
配当金の支払額	△60,000	△100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△721,516	519,546
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	75,366	67,967
現金及び現金同等物の期首残高	1,117,079	1,173,002
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,192,445	※ 1,240,969

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法を採用しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
建物	20,184,219千円	24,152,498千円
土地	10,126,201	10,126,201
計	30,310,421	34,278,700

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
短期借入金	1,840,000千円	1,800,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,877,196	2,949,174
長期借入金	21,362,462	21,801,933
計	26,079,659	26,551,107

※ 2 当座貸越契約及びタームローン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。また、設備投資資金の機動的な調達を可能とするため取引銀行とタームローン契約（シンジケート方式を含む）を締結しております。当中間会計期間末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
当座貸越極度額及びタームローン契約の総額	10,900,000千円	4,500,000千円
借入実行残高	7,329,300	3,900,000
差引額	3,570,700	600,000

3 偶発債務

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
手形債権及び電子記録債権流動化に伴う買戻し義務額	281,059千円	356,661千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
給与手当	129,360千円	127,441千円
賞与引当金繰入額	44,000	44,073
退職給付費用	7,763	6,172
役員退職慰労引当金繰入額	3,038	3,038
租税公課	221,142	144,981

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
現金及び預金勘定	1,192,445千円	1,240,969千円
現金及び現金同等物	1,192,445	1,240,969

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年1月30日 定時株主総会	普通株式	60,000	3	2024年10月31日	2025年1月31日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年1月29日 定時株主総会	普通株式	100,000	5	2025年10月31日	2026年1月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業内容別のセグメントから構成されており、「運送」、「商品管理」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部営業収益または振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間財務諸表 計上額 (注2)
	運送	商品管理	合計		
営業収益					
自動車関連	5,427,455	1,511,696	6,939,151	-	6,939,151
建設用・産業用機械 関連	4,645,517	1,178,093	5,823,611	-	5,823,611
リチウムイオン電池 関連	208,199	344,213	552,412	-	552,412
その他	183,607	128,055	311,663	-	311,663
顧客との契約 から生じる収益	10,464,780	3,162,059	13,626,839	-	13,626,839
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への営業収 益	10,464,780	3,162,059	13,626,839	-	13,626,839
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	84,320	84,320	△84,320	-
計	10,464,780	3,246,379	13,711,160	△84,320	13,626,839
セグメント利益	668,725	201,761	870,486	△710,115	160,371
セグメント資産	22,169,942	21,219,847	43,389,790	3,261,395	46,651,186
その他の項目					
減価償却費	1,183,842	439,977	1,623,820	5,159	1,628,979
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	658,561	2,125,775	2,784,337	1,110	2,785,447

(注) 1. セグメント利益の調整額△710,115千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

セグメント資産の調整額3,261,395千円は主に各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、敷金保証金であります。

減価償却費の調整額5,159千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に本社が所有する固定資産の減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,110千円は各報告セグメントに配分していない本社が保有する固定資産であります。

2. セグメント利益は中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間（自2025年11月1日 至2026年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間財務諸表 計上額 (注2)
	運送	商品管理	合計		
営業収益					
自動車関連	5,912,979	1,802,698	7,715,677	-	7,715,677
建設用・産業用機械 関連	4,959,115	1,271,421	6,230,536	-	6,230,536
リチウムイオン電池 関連	221,988	344,049	566,038	-	566,038
その他	255,540	201,588	457,129	-	457,129
顧客との契約 から生じる収益	11,349,624	3,619,757	14,969,382	-	14,969,382
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への営業収 益	11,349,624	3,619,757	14,969,382	-	14,969,382
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	88,896	88,896	△88,896	-
計	11,349,624	3,708,654	15,058,278	△88,896	14,969,382
セグメント利益	1,430,447	440,943	1,871,391	△623,541	1,247,850
セグメント資産	21,512,362	22,713,497	44,225,859	3,433,275	47,659,135
その他の項目					
減価償却費	954,318	478,336	1,432,654	4,329	1,436,983
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	618,066	1,228,060	1,846,127	13,627	1,859,755

(注) 1. セグメント利益の調整額△623,541千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

セグメント資産の調整額3,433,275千円は主に各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、敷金保証金であります。

減価償却費の調整4,329千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に本社が所有する固定資産の減価償却費であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額13,627千円は各報告セグメントに配分していない本社が保有する固定資産であります。

2. セグメント利益は中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してお

ります。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える主要な顧客がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自2025年11月1日 至2026年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える主要な顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2025年11月1日 至2026年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2025年11月1日 至2026年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自2024年11月1日 至2025年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自2025年11月1日 至2026年4月30日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として建物及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
1 年内	1,737,640	1,748,911
1 年超	5,081,957	4,349,825
合計	6,819,597	6,098,736

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	7,497		
貸倒引当金	△ 7,497		
	-	-	-
(2) 敷金保証金	1,424,567	1,401,368	△ 23,199
資産計	1,424,567	1,401,368	△ 23,199
(3) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	24,707,956	24,393,665	△ 314,291
(4) 長期未払金（1年以内支払予定を含む）	316,845	306,287	△ 10,557
(5) リース債務（1年以内支払予定を含む）	4,455,208	4,433,188	△ 22,020
負債計	29,480,010	29,133,141	△ 346,868
デリバティブ取引(*3)	10,286	10,286	-

(*1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、営業未収入金、支払手形、電子記録債務、営業未払金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年10月31日)
出資金	1,620

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当中間会計期間（2026年4月30日）

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金	7,497 △ 7,497 -		
(2) 敷金保証金	1,370,401	1,336,017	△ 34,384
資産計	1,370,401	1,336,017	△ 34,384
(3) 長期借入金（1年以内返済予定 を含む）	25,219,532	24,833,770	△ 385,762
(4) 長期未払金（1年以内支払予定 を含む）	258,717	253,102	△ 5,615
(5) リース債務（1年以内支払予定 を含む）	3,773,591	3,781,318	7,726
負債計	29,251,841	28,868,190	△ 383,650
デリバティブ取引(*3)	27,458	27,458	-

(*1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、営業未収入金、未収消費税等、支払手形、電子記録債務、営業未払金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当中間会計期間 (2026年4月30日)
出資金	1,620

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2025年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	-	10,286	-	10,286

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
資産計	-	10,286	-	10,286

当中間会計期間（2026年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引 金利関連	-	27,458	-	27,458
資産計	-	27,458	-	27,458

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2025年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金保証金	-	1,401,368	-	1,401,368
資産計	-	1,401,368	-	1,401,368
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	-	24,393,665	-	24,393,665
長期未払金（1年以内支払予定を含む）	-	306,287	-	306,287
リース債務（1年以内支払予定を含む）	-	4,433,188	-	4,433,188
負債計	-	29,133,141	-	29,133,141

当中間会計期間（2026年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金保証金	-	1,336,017	-	1,336,017
資産計	-	1,336,017	-	1,336,017
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	-	24,833,770	-	24,833,770
長期未払金（1年以内支払予定を含む）	-	253,102	-	253,102
リース債務（1年以内支払予定を含む）	-	3,781,318	-	3,781,318
負債計	-	28,868,190	-	28,868,190

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金保証金

敷金保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、割賦及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
1株当たり純資産額	443.56円	475.88円

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年11月1日 至2025年4月30日)	当中間会計期間 (自2025年11月1日 至2026年4月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	0.50円	36.75円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	10,162	734,924
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	10,162	734,924
普通株式の期中平均株式数(株)	20,000,000	20,000,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 7 月 31 日

大友ロジスティクスサービス株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 南 泉 充 秀
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 春 日 野 珠 恵
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大友ロジスティクスサービス株式会社の2025年11月1日から2026年10月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大友ロジスティクスサービス株式会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上